

開示等請求／訂正等請求に当たっての必要書類について

【ご本人からのご請求の場合】

- 本人確認書類として下記①～⑨のうち一部。

| | |
|---|--------------|
| ①運転免許証の写し | ⑥福祉手帳（証書）の写し |
| ②パスポートの写し | ⑦*戸籍謄本（抄本） |
| ③外国人登録証明書の写し | ⑧*住民票 |
| ④健康保険証の写し | ⑨*印鑑登録証明書 |
| ⑤公的年金手帳（証書）の写し | — |
| <p>①～⑥については、有効期限内、かつ、現在有効なものに限ります。 ただし、*印の書類は発効日から3ヶ月以内の原本に限ります。 ※本人確認書類に印鑑登録証明書を用いる場合は、請求書類に実印の押印が必要となります。</p> | |

【代理人のからのご請求の場合】

- ご本人及び代理人の本人確認書類（上記参照）に加えて下記の書類。

| | | | |
|---|-------|--------|--|
| 代理権確認書類 | 法定代理人 | 親権者 | *情報主体と代理人の関係が証明できる戸籍謄本、または*住民票 |
| | | 未成年後見人 | *情報主体と代理人の関係が証明できる戸籍謄本、または裁判所の選任決定書、もしくは*後見人登記の登記事項証明書 |
| | | 成年後見人 | 裁判所の選任決定書、または*後見人登記の登記事項証明書 |
| | 任意代理人 | | 委任状 |
| <p>*印の書類は発効日から3ヶ月以内のものに限ります。 ※代理権確認書類が、ご本人または代理人の本人確認書類に当たる場合は、該当する者の本人確認書類は不要となります。</p> | | | |

※個人情報の開示結果に基づき、訂正等のご請求を行う場合において、請求日が、個人情報の開示に関する回答書の発行日より、1ヶ月以内である場合には、上記の書類を提出する必要はございません。

但し、当該開示請求を行ったものと異なる代理人が、訂正等のご請求を行う場合には、いずれの場合にも、代理人からのご請求の場合に必要な書類をご提出ください。